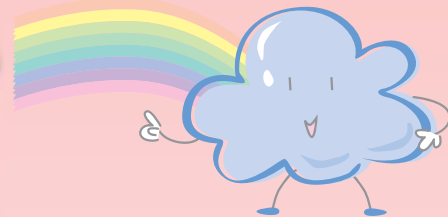


母子生活支援施設を ご存知ですか？



母子生活支援施設とは

児童福祉法に定められている児童福祉施設です。18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に入所する施設です。（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満20歳になるまで利用が可能です。）



施設での主な取り組み

入所する母子が安心して、また安全に生活できる環境を提供しています。
精神的、身体的に不安定な状態で入所してくる母子には、その抱える問題やトラブルの早期解決に向けての適切な指導や助言、関係機関との

問い合わせ・相談

月～金曜日
午前9時から午後5時まで
児童家庭課
女性相談室
☎874-10874
家庭児童相談室
☎874-6073
浦添市母子生活支援施設
浦和寮
☎877-8051

入所に関する、利用対象者の要件、DV被害者の一時保護に関することなど、左記までお気軽にご相談ください。

住民税や所得税の税額に応じて決まります。

費用について

協力を行います。
特に児童の情緒安定、母への就労支援など母子の生活環境の改善など、一日でも早く自立した生活が行えるように努めています。
また、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者の緊急一時保護も行っています。

新型インフルエンザ情報

8月21日現在、沖縄県内において新型インフルエンザの集団発生は315施設におよび、すでにまん延期の状態にあります。

浦添市内の保育園においても新型インフルエンザが発生し、感染拡大防止のため休園措置等が行われています。インフルエンザ様症状のある方は必要に応じて医療機関を受診し、軽症の患者については原則として自宅で療養となっています。

外出の際は、人込みを避け、**手洗い・うがい**等の感染予防を行い、また、かかってしまった場合でも、うつさないよう「咳エチケット」を心がけましょう。

- ・咳やくしゃみの際は、ティッシュ等で口と鼻を押さえ、できる限り1～2メートル以上離れる。
- ・鼻水や痰などをふいたティッシュは、すぐにごみ箱へ捨てる。
- ・咳をしている人にマスクの着用を促す。

※学校・保育施設等が休校になった場合、ご家庭における保育が可能になるよう調整しておきましょう。

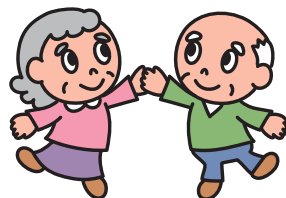


正しい手洗いの方法



相談窓口 平日の午前9時から午後5時まで
浦添市保健相談センター
☎875-2100
中央保健所 ☎854-1005

高齢者在宅福祉サービスを紹介します！



住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように

本市では、在宅高齢者の方々が、できる限り要介護状態になることなく、健康でいきいきとした生活を送ることができるための支援や自立した生活を確保するために必要な支援を総合的な福祉サービスとして提供します。サービスの内容は下記のとおりです。詳細については、福祉課までお気軽にご相談・お問い合わせください。

問い合わせ 福祉課 在宅高齢係 876-1234（内3567）

緊急通報システム事業

内容

・安否確認のため電話で月2回の定期コールを実施する
・緊急通報装置により24時間365日オペレーター対応の通報体制を整える

利用できる方

65歳以上の単身・高齢のみ世帯で、虚弱で疾病等があり、緊急を要する方

利用料等

無 料

配食サービス事業

内容

自立した日常生活がおくれるように、食生活の改善と健康促進、安否確認を行う

利用できる方

65歳以上の単身・高齢のみ世帯で、老衰や疾病の理由で食事の調理が困難な方及び安否確認を必要とする方

利用料等

一般食：400円/1食
制限食：500円/1食

軽度生活援助事業

内容

掃除等の簡単な日常生活の援助を行う

利用できる方

・65歳以上の単身・高齢者のみ世帯で、親族等からの援助を受けられない方
・虚弱で疾病等がある方

利用料等

家事援助：1時間130円
身体介護：1時間300円

介護用品支給事業

内容

介護者に対して、月額6,250円分の介護用品支給証（引換券）を交付し、薬局にて介護用品と引換により支給する

利用できる方

在宅で生活する65歳以上の要介護者（要介護4・5）を介護する方で、市民税非課税世帯に属する方（本人及び介護者）

在宅介護手当支給事業

内容

介護者に対して、月額5,000円の手当を3月と9月に口座振込により支給する

利用できる方

在宅で生活する65歳以上の要介護者（要介護3・4・5）を介護する方で、最多所得が1千万円未満の世帯に属する方（本人及び介護者）

訪問介護等利用者負担額軽減措置事業

内容

介護保険サービス（訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ）の利用者負担の4割を助成することで、経済的負担を軽減する

利用できる方

介護保険被保険者で、介護保険料所得段階1～3段階に属する方（市民税非課税世帯）

生活管理指導短期宿泊事業

内容

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に対して、施設への短期間の宿泊により日常生活の指導支援を行う

利用できる方

65歳以上で、社会適応が困難な高齢者

利用料等

自己負担あり

外出支援サービス事業

内容

移送車輛（リフト付車輛）により通院等の外出の支援を行う

利用できる方

・60歳以上の在宅の方で、一般の交通機関の利用が困難な方
・常時車いすの方

利用料等

無料 月2回まで利用可

老人福祉電話設置事業

内容

福祉電話を設置し緊急連絡の手段の確保を図る

利用できる方

65歳以上の単身世帯で、疾病などにより緊急を必要とする方

利用料等

電話使用料は全額自己負担

独居老人世帯健康飲料配達事業

内容

1人暮らしの高齢者宅を健康飲料の配達を通して安否確認を行う

利用できる方

65歳以上の単身世帯で、虚弱で疾病等がある方

利用料等

無 料